

③ 防災協力農地の機能強化

～ 都市農業機能の一つ防災機能の維持・強化の取組への支援 ～

支援対象者： 市区町村、都市農業者や都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、JA、土地改良区 等

※市区町村が構成員又は連携することが必須



防災協力農地制度の導入に向けた調査・検討



防災協力農地制度の導入に必要な専門家による相談、農地状況調査、農家への意向調査等の経費



防災協力農地での防災兼用井戸の設置や避難誘導を円滑にするための農地入り口の拡幅等簡易な施設整備



防災兼用井戸の整備



防災協力農地の都市住民への周知



防災時炊き出し訓練



防災協力農地立て看板



防災協力農地において実施する地域住民も参加する防災訓練



防災協力農地内のハウスを活用した炊き出し訓練



市民に周知するための「防災協力農地」立て看板の設置



防災協力農地マップの作成

など、防災協力農地の維持・強化のための様々な取組を支援します。

防災協力農地とは、

農家が所有する農地について、農家や農家の同意を得たJAなどが地方自治体と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定・登録等を自主的に実施する取組をいいます。

(2) 交付額の上限等

① 都市住民と共生する農業経営の実現	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：250万円／年 このうちハード事業の上限は150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額 （例1：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円） （例2：ソフト事業140万円の場合、ハード事業の上限110万円） （例3：ソフト事業 50万円の場合、ハード事業の上限 75万円） 実施区域：都市計画区域内 ※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須 （参考）例1：総事業費250万円 例2：総事業費280万円 ✓ check 例2のハード事業は、150万円未満かつソフト事業の1.5倍以内であるが、当該メニューの上限額が250万円のため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。
② 都市農業の情報発信	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：100万円／年 実施区域：都市計画区域内 （複数の市町村にまたがる取組に限る。ただし、特別区、政令指定都市は農水省が適当と認める場合は単独市区で実施可能）
③ 防災協力農地の機能強化	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：150万円／年 このうちハード事業の上限は50万円又は総事業費の1/2の額のうちいずれか低い額 （例1：総事業費100万円の場合、ハード事業の上限 50万円） （例2：総事業費150万円の場合、ハード事業の上限 50万円） （例3：総事業費 60万円の場合、ハード事業の上限 30万円） 実施区域：都市計画区域 ※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須 （参考）例1：総事業費150万円 例2：総事業費150万円 ✓ check 例2のハード事業は、総事業費の1/2以内であるが、ハード事業の上限額が50万円のため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。